

消費税のインボイス制度導入

【消費税の仕入税額控除の方式の変更】

令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として『適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）』が導入されます。複数税率が導入された令和元年10月1日～令和5年9月30日までの『区分記載請求書等保存方式』に適格請求書（いわゆるインボイス）等保存方式の記載事項が追加されたかたちです。



【適格請求書とは】

適格請求書とは「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

【適格請求書発行事業者登録制度】

適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

よって「適格請求書発行事業者」となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

【売手側の留意点（適格請求書発行事業者の義務等）】

適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

- ・ 適格請求書の交付義務
取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書を交付する義務
（適格簡易請求書も同じ）
- ・ 適格返還請求書の交付義務
売上に係る対価の返還等を行った場合に、適格返還請求書を交付する義務
- ・ 修正した適格請求書の交付義務
交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する義務
（適格簡易請求書、適格返還請求書も同じ）
- ・ 写しの保存義務
交付した適格請求書の写しを保存する義務
（適格簡易請求書、適格返還請求書も同じ）

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限る）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限る）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）

【買手側の留意点（仕入税額控除の要件）】

一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります（従前の区分記載請求書等保存方式と同様）。

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入は、原則として仕入税額控除の適用は受けられません。但し、制度導入より3年間（令和8年9月30日まで）は80%、その後3年間（令和11年9月30日まで）は50%が一定の要件の下、それぞれの仕入税額相当額を仕入税額として控除できる経過措置があります。

【適格請求書発行事業者の登録申請】

登録を受けるには「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出、登録されたのち、登録番号の通知及び公表が行なわれます。登録申請書は令和3年10月1日から提出可能です。

【免税業者の登録手続】

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し課税事業者となる必要があります。

適格請求書発行事業者になると基準期間の課税売上が1,000万円以下となっても消費税の申告義務は「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出しない限り続くため、慎重な検討が必要です。

疑問点等は朝日税理士法人までお願い致します。

（文責：逗子事務所 嘉山研一）